

## 『ボランティア団体 ハートフルジャパン (Heartful Japan)』規約

1. 名称  
当団体の名称を『ボランティア団体 ハートフルジャパン』とする。
2. 団体の目的  
当団体は、海外から訪れる外国人に対するボランティア活動を通じて民間レベルでの国際親善に努めることを目的とする。
3. 団体のボランティア活動  
当団体の主な活動は、東京メトロ浅草駅構内で外国人に対する通訳、交通並びに近辺施設等の案内を行うこととする。  
活動は、原則として土曜日、日曜日とし、活動方法、活動の時間、参加メンバーなどについては別途定める。
4. 団体の構成  
当団体は、国際親善のために意欲をもって親切に外国人に対して支援を行うボランティアのメンバーで構成する。
5. メンバーの要件  
メンバーの要件は、国籍、性別、職業、年齢に係らず、簡単な日常会話程度の外国語力を有し、積極的に月間1回以上の活動ができることが望ましいが、随時の活動も可能とする。  
メンバーは、年会費2,000円を納入する。学生メンバーについては1,000円とする。なお、当会が保険料を負担し、メンバーのボランティア保険加入手続きを行う。
6. 代表・副代表・幹事の選出  
メンバーの互選により数名の幹事を選出し、幹事の互選により1名以上の代表・副代表を定める。副代表は必要に応じて代表代行をする。
7. 団体の運営  
当団体は、幹事によって運営され、主に以下の事項を分担するものとする。  
活動計画の作成、外部折衝、広報活動、メンバーの募集、浅草活動の推進、浅草活動記録の集計、会計、活動報告会の開催、メンバーの親睦。  
必要に応じて幹事会を開催し、諸事項を審議のうえ決定事項を記録する。
8. 運営年度  
当団体の運営年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とし、期末には総会を開催し、活動報告並びに会計報告等を行う。
9. その他  
この規約に定めのない事項及び運営、活動に際して必要な事項は幹事会にて別途定める。  
この規約は、必要に応じ幹事の多数決をもって改正することができる。

以上

2015年4月23日制定